

## ● 加入者・運用指図者の手数料（税込）

2014年4月1日現在

|       |          | 支払先                      | 加入者*1              | 運用指図者*2          |
|-------|----------|--------------------------|--------------------|------------------|
| 加入手数料 |          | 国民年金基金連合会                | 初回のみ <b>2,777円</b> |                  |
| 管理手数料 |          |                          | 合計 <b>577円/月</b>   | 合計 <b>420円/月</b> |
| 内訳    | 事務取扱手数料  | 国民年金基金連合会                | 103円/月             | —                |
|       | 事務委託先手数料 | 三菱UFJ信託銀行/日本マスタートラスト信託銀行 | 64円/月              | 64円/月            |
|       | 運営管理手数料  | 八十二銀行/東京海上日動火災保険         | 410円/月             | 356円/月           |

\*1 加入者（ご自身で掛金を拠出する方）の手数料について

- ・初回は加入手数料と管理手数料（初回は2か月分の掛金が引き落とされる場合は2か月分の管理手数料）が、2回目以降は管理手数料が毎月の掛金から差し引かれます。
- ・他の制度からの移換金が初回の掛金引落日よりも早く移換された場合、加入手数料は移換金から差し引かれます。
- ・掛金の引落しができなかった月は事務委託先手数料と運営管理手数料（1～12月の該当月分）が、翌年3月に資産を取り崩すことによって差し引かれます。

\*2 運用指図者（これまで積み立てた資産のみ運用する方・年金受給者）の手数料について

- ・他の制度から個人型確定拠出年金へ資産を移換して運用指図者となる場合の加入手数料は、移換金から差し引かれます。
- ・管理手数料（1～12月の該当月分）は、翌年3月に資産を取り崩すことによって差し引かれます。

## ● その他の手数料（税込）

● 受給に関する手数料 事務委託先手数料 ———— 1回あたり 432円

※受給に関する手数料は給付金から差し引かれます。

● 還付に関する手数料 国民年金基金連合会 ———— 1回あたり 1,029円

事務委託先手数料 ———— 1回あたり 432円

※還付とは掛金を拠出できない加入者（国民年金の保険料未納者や個人型確定拠出年金の加入者の資格喪失手続きを失念された方等）が掛金を払い込んだ場合、該当月分の掛金相当額を戻す手続きです。還付に関する手数料は還付金から差し引かれます。

● 脱退に関する手数料

|                            | 脱退要件         | 手数料           |
|----------------------------|--------------|---------------|
| 企業型確定拠出年金の加入者であった方         | 企業型の脱退要件を満たす | <b>432円</b>   |
|                            | 個人型の脱退要件を満たす | <b>4,104円</b> |
| 個人型確定拠出年金の加入者または運用指図者であった方 | 個人型の脱退要件を満たす | <b>432円</b>   |
| 国民年金基金連合会に自動移換された資産がある方    | 個人型の脱退要件を満たす | <b>4,104円</b> |

※以前に加入していた企業型確定拠出年金の運営管理機関等により、別途手数料がかかることがあります。